

「やまなし食育推進応援団」登録対象事業所

1 外食産業関係において、次の何れかの活動に積極的に取り組む事業所

栄養成分表示 カロリー表示	代表的なメニューを3メニュー以上選定し、熱量、タンパク質、脂質、カルシウム、塩分などから選択した1項目以上を1食分の分量で表示する(熱量は必須とする)。
食事バランス ガイドの表示	代表的なメニューを3メニュー以上選定し、食事バランスガイドを用いた「つ(SV)」の表示を行う。
県産農産物・ 県産食材使用	年間を通じて、県産農産物・県産食材を3種類以上使用したメニューを1メニュー以上提供する。
原料原産地 表示	代表的なメニューを3メニュー以上選定し、1食分の主な食材の原料原産地を表示する。
アレルギー 表示	「えび」、「かに」、「卵」、「乳」、「小麦」、「そば」、「落花生」の7品目の使用の有無を、代表的なメニューを5メニュー以上選定し表示する。

2 食品製造・加工業関係において、次の活動に積極的に取り組む事業所

県産農産物使用	年間を通じて、県産農産物を使用した製品を1製品以上提供する。
---------	--------------------------------

3 流通販売業関係において、食育情報の消費者への提供などに積極的に取り組む事業所

食生活に関する正しい情報を店内に掲示、広告、ホームページ等での提供、「食生活指針」、「食事バランスガイド」の普及など次に掲げる取り組みを行う事業所

- (1) のぼりや看板の設置、パネル展示、店内放送等
- (2) 折り込みチラシや事業所発行の情報誌への掲載、ホームページ掲載等
- (3) 弁当、惣菜への「つ(SV)」数・栄養成分・カロリー表示、地場産食材を使った料理や郷土料理等の紹介等
- (4) 食生活栄養相談コーナー設置等
- (5) 普及イベントの実施等

4 生産農家、農場、農産物直売所等において、消費者との交流の機会の提供などに積極的に取り組むもの

消費者との交流や食農体験の機会を年複数回以上計画し、その計画がホームページ等で公表されている生産農家、農場など(単なる観光もぎ取り園は除く)

5 「やまなししぼルトメニュー」提供事業者

健康増進課の所管する、食塩の摂取を控え一定量以上の野菜が含まれる「やまなししぼルトメニュー(弁当、飲食店で提供される料理)」を提供する事業者として登録されたもの。

詳しくはこちら⇒<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/kenkozukuri/kikaku0220.html>

6 その他

食育推進活動に顕著に取り組んでいると特に認められる事業所・NPO法人・各種団体等

○申し込みの手続き

下記ホームページより実施要綱をダウンロード後(または、お問い合わせください)、登録申込書に必要事項を記入し、下記までお申し込みください。申し込みは、やまなしくらしねっと(電子申請)でもできます。

登録申込書を受理し、職員が確認等に伺った後、「やまなし食育推進応援団」の一員として登録します。

★「やまなし食育推進応援団」に登録されたら……

シンボルマークが印刷されたオリジナルデザインのステッカーが交付され、事業所等に掲示できます。また、シンボルマークは使用申請により名刺等に使用できます。

その他、県のホームページで名称や取り組み内容等が紹介されます。

○お問い合わせ先

山梨県 県民安全協働課 食の安全・食育担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 電話：055-223-1588 FAX：055-223-1320

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>